

「国際法入門」

皆さんは日ごろ、コンビニで何気なく買い物をしていると思いますが、それらは実は、皆さんがコンビニ店との間で結んだ約束に基づいて、物の提供を受ける代わりに代金を支払うという行為です。また、皆さんが部活やサークルに所属する場合、たいていは、そのメンバー全員が守らなければならない約束事があります。このように、私たちの社会では、人と人との間で、様々な約束が取り交わされています。

さて、それと同じことが、国際社会の登場人物である、国と国との間でも行われています（国と国との約束は「条約」といいます）。例えば、飛行機の国際便が毎日運航できているのは、国同士の間で予め条約が結ばれていて、その中で乗り入れの条件や本数について約束されているからなのです。また、現在世界のほぼ全ての国が所属している国連では、メンバー全員が守らなければならない規則が定められています。さらに、今日の国際社会の登場人物は、国ばかりでなく、国連のような国際機構や、場合によっては個人であることもあります。これらの登場人物やその約束について規律しているのが、国際法と呼ばれるルールです。

この講義では、このような国際法の基礎について学びます。ところで、皆さんの中には、法といえば憲法、民法、刑法などの国内法のことであって、そうした国内法を理解するのに国際法は役に立たないと思われる方もいるかもしれません。しかしそうではありません。憲法改正との関係で論議を呼んでいる「集団的自衛権」は、実は国連憲章によって作られたものですので、国際法の知識なくしては理解できません。また、国際法には「国家は他の国の裁判所で被告にならない」というルールがありますが、例えば、日本の企業が他の国の政府に物を売る約束をして品物の納入も済ませたのに、代金を支払ってもらえなかったような場合、日本の裁判所ではこの問題を扱うことができないのでしょうか。これは国際法のルールの中身を理解していなければ答えられない問題です。つまり、国内法を解釈適用するためにも、国際法の知識が必要であることが少なからずあるのです。この講義で、国際法が国内法と密接に関わっていることがおわかり頂けると思います。